

「援護システム機器等の借入れ」
にかかる仕様書

令和6年 1月

奈良県

目 次

1. 調達件名	1
2. 概要	1
2. 1 はじめに	1
2. 2 調達内容	1
2. 3 借入期間	1
2. 4 納入成果物	2
2. 5 納入場所	3
2. 6 納入期限	3
2. 7 検収条件	3
3. 要件	3
3. 1 ハードウェア要件	3
3. 2 基本ソフトウェア要件	3
3. 3 システム導入作業要件	3
3. 4 保守要件	5
3. 5 情報セキュリティ要件	6
4. 作業の体制とスケジュール	6
5. 特記事項	7

1. 調達件名

援護システム機器等の借入れ

2. 概要

2. 1 はじめに

援護システムは、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」等の裁定及び交付国債の発行請求のための業務（援護国債サブシステム）及び「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に基づく援護年金の支給に係る業務（援護年金サブシステム）を支援するシステムである。

本システムは、別紙1①に示す各拠点に機器を設置しており、裁定機関（47都道府県及び厚生労働省社会・援護局）には裁定及び裁定報告に係る機能を、厚生労働省には記名国債の発行請求に係る機能を配置している。また、第一期政府共通プラットフォーム（以下「政府共通PF」という。）は全国のデータを集中管理し、各拠点とのデータ送受信等を行っている（各拠点間は、直接通信せず、政府共通PFを介してデータ送受信を行う仕組みとなっている。）。

現行援護システムのサーバが稼働する政府共通PFの利用期間が、令和6年3月末に終了することから、厚生労働省により、令和6年3月までにはガバメントクラウドへの移行を図り、令和6年4月に新システムの本稼働を行う予定である。これに伴い、厚生労働省及びサポートセンタへ設置する新たなハードウェア機器が、厚生労働省により調達、導入されることとなった。

本調達では、奈良県に設置の援護システムについて、新システムに対応する新たなハードウェア機器とシステム導入作業を調達するものである。

想定する新システムの概要については、別紙1②を参照すること。

2. 2 調達内容

(1) ハードウェア機器

3. 1に示すハードウェア機器を納入すること。

(2) 基本ソフトウェア

3. 2に示すソフトウェアを納入すること。

(3) システム導入作業

3. 3に示すシステム導入作業を実施すること。

(4) ハードウェア保守

3. 4に示す保守作業を実施すること。

2. 3 借入期間

令和6年3月1日より令和10年2月末までの48月を予定している。

なお、借入期間前に3. 3. 3に示すインストール作業を完了し、借入期間開始日までに3. 3. 4に示す仮設置作業を完了すること。

2. 4 納入成果物

(1) ハードウェア機器

- ①業務端末には、基本ソフトウェア及び業務アプリケーションソフトウェアをインストールし、指定場所へ設置した状態で納入すること。設置レイアウトは、2. 5に示す担当職員（以下「担当職員」という。）と協議のうえ決定すること。
- ②ネットワーク機器については、本番ネットワーク環境へ接続し、動作確認済の状態での納入すること。
- ③各機器の付属品（説明書、添付ソフトの媒体等）は、紛失せぬよう機器毎にまとめ、どの機器の付属品であるか識別できるようラベリングして納入すること。

(2) 基本ソフトウェア

- 業務端末にインストールした状態で納入すること。
また、各ソフトウェアのインストールに必要な媒体も納入すること。

(3) ドキュメント

受託者は指定のドキュメントを日本語で作成すること。ただし、日本国においても英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記述して構わないものとする。

以下のドキュメントについて、書類1部及び同内容を保存した電子媒体1部を納入すること。電子媒体については、Windows パソコンで読取可能なCD-R 又はDVD-R にて納入すること。また、使用可能なドキュメントファイル形式は、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、PDF とする。Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint はMicrosoft Office2019 で読み取り可能なバージョンとする。なお、詳細は担当職員の指定に従うこと。

①機器の操作説明書

日々の業務において必要となる機器操作（各機器の電源投入及びシャットダウンの手順）について記述すること。

②奈良県作業手順書

以下の作業手順を記載すること。

- ・機器の導入に係る留意事項等
- ・OS、ミドルウェアの設定内容、設定手順
- ・ネットワーク機器の設定内容
- ・サーバ（ガバメントクラウド）までのネットワーク疎通確認手順
- ・ツール類のインストール手順
- ・業務アプリケーションの動作に必要な環境設定手順
- ・業務アプリケーションの動作確認手順

2. 5 納入場所

奈良県福祉医療部地域福祉課総務・援護係（県庁本庁舎3階）

電話 0742-27-8509

2. 6 納入期限

仮設置： 令和6年3月1日

本設置： 令和6年3月20日

2. 7 検収条件

本契約に定める成果物が受託者から提出され、担当職員が指定する検収担当者による成果物の確認をもって検収合格とする。

3. 要件

3. 1 ハードウェア要件

別紙2に、ハードウェア要件を記述する。なお、以下の条件に従うこと。

- ①機器に付属する取扱い説明書等のドキュメントは、原則として日本語であること。
- ②機器同士の相互接続性を十分に考慮した製品を選択すること。
- ③必要な電源ケーブルを添付すること。ケーブルの形状は日本国内で一般に使用されているもの（2極差込型または2極接地極付差込型）とすること。
- ④国際規格及び日本産業規格等のオープンな規格に準拠した機器であること。
- ⑤機器等のマニュアル及びメディアが標準添付されていない場合は、1式（1セットずつ）含めること。

3. 2 基本ソフトウェア要件

別紙3に、ソフトウェア要件を記述する。

3. 3 システム導入作業要件

別紙4に、システム導入作業の流れを記述し、以下に各作業における要件を記述する。

3. 3. 1 機器の手配

- (1) 受託者は、3. 1 及び3. 2 に記述した要件を満たすハードウェア機器及びソフトウェアの手配を実施すること。

3. 3. 2 作業手順書のカスタマイズ

- (1) 厚生労働省により調達した援護システムガバメントクラウド移行業務の受託者が援護システムの標準として作成する「都道府県作業手順書」及び「インストーラ」を、契約締結後に別紙11に示すスケジュールにおいて

受託者へ提供する。受託者は、環境やベンダの違いに依存する部分についてカスタマイズし、「奈良県作業手順書」を作成のうえ、後述の作業を実施すること。

(2) 契約締結後に提供する「都道府県作業手順書」に関する照会がある場合は、担当職員より援護システムガバメントクラウド移行業務の受託者へ照会する。

3. 3. 3 インストール

(1) 受託者は、ハードウェア機器へ基本ソフトウェア及び業務アプリケーションソフトウェアのインストール作業を実施すること。

(2) 基本ソフトウェア及び業務アプリケーションソフトウェアのパラメータ設定は、別途提供する「都道府県作業手順書」を参考にする。

(3) 業務端末へ適用するウイルス対策ソフトウェア及びログ管理ソフトウェアのインストール媒体及びライセンスは、国より提供されるものを使用する（本調達の範囲外）。これらのインストール作業は、別途提供する「都道府県作業手順書」を参考に実施すること（本調達の範囲内）。

3. 3. 4 仮設置

(1) ハードウェア機器及び基本ソフトウェアは、あらかじめ受託者の社内にて可能な範囲で動作確認を実施した後、奈良県へ搬入すること。また、必要に応じて事前に下見を行い、駐車場手配、搬入経路及び設置場所等を確認すること。

(2) 別紙5に記述する設置場所へ、ハードウェア機器を仮設置すること。

(3) 本調達の機器間を繋ぐLANケーブルと、既設の庁内LAN（交流ネットワーク）スイッチへ繋ぐLANケーブルの敷設を実施すること。壁面、床等の貫通作業及び配管作業を伴う工事は本調達に含めない。LANケーブルは、接続機器が識別できるようラベリングすること。

(4) 本調達に、電源及び空調設備に係る工事は含めない。

(5) 業務端末及びプリンタを設置するOAラック等は既存設備を利用するため、本調達に含めない。

(6) 別紙7の内容につき、ネットワーク機器等の設定作業を実施すること。

3. 3. 5 データ移行

(1) 別紙6にデータ移行の概要を記述する。業務端末のデータ移行は、必要に応じて担当職員にて実施するため、受託者の作業範囲外である。

3. 3. 6 動作確認テスト

(1) 受託者は、指定された期間内において、本番ハードウェア環境、ネットワーク環境及び本番データを使用した動作確認テストを実施すること。

(2) ガバメントクラウドに設置のサーバまでの疎通確認を実施すること。

(3) 別紙8に動作確認テストの概要を記述する。詳細は、別途提供する「都道府県作業手順書」の中の「業務アプリケーションの動作確認手順」を参照すること。

3. 3. 7 本設置

(1) 受託者は、別紙5に記述する設置場所へ、新システム機器の本設置をすること（現行機器との並行稼働期間（約1月）を設けること。なお、現行機器の撤去は本調達に含まない。）。

(2) 別紙9に本設置の作業概要を記述する。

(3) 日々の業務において必要となる機器操作（各機器の電源投入及びシャットダウンの手順）について、担当職員に対して教育を実施すること。

3. 3. 8 機器の撤去

(1) 受託者は、本調達によって納品された機器について、再リースを含むリース終了時、機器を撤去すること。

(2) 撤去した本調達によって納品された機器は、データを完全に消去した後、データ消去証明書を担当職員へ提出すること。

3. 4 保守要件

(1) ソフトウェア保守要件

本調達にソフトウェア保守は含まない。

(2) ハードウェア保守要件

①受託者は、本調達機器の借入期間中の運用時間帯（平日9時～18時）において、担当職員から機器に係る問合せ、障害連絡等を受けた場合は、速やかに対応すること。

②受託者は、保守体制及び連絡先等を書面で提示すること。

- ③機器の障害が発生した場合は、速やかに代替機器による対応か、当該機器又はそれを構成する部品等の交換・修理等による対応を図ること。ハードディスク交換等によるソフトウェアの再インストール等の作業も速やかに実施すること。なお、再インストール時には、2.4(2)に示すインストールに必要な媒体を使用できるものとする。
- ④消耗品（プリンタのトナー等）は保守対象外とする。また、定期点検は実施しないものとする。
- ⑤保守にかかる経費は別途負担しないので、交通費、作業費等の経費を含めた上で入札価格を積算すること。ただし、電力料は、奈良県の負担とする。
- ⑥機器の障害には訪問修理を行うこと。ただし、業務端末（ノートPC）及び周辺機器についてはこの限りではない。

3.5 情報セキュリティ要件

- (1) 本調達の作業実施中はもとより作業の実施後も、奈良県が提供した業務上の情報については、第三者に開示又は漏えいしないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 奈良県が提供した情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に担当職員に協議のうえ、了承を得ること。
- (3) 作業において取り扱うデータは、その印刷物、コピーを含め外部へ持ち出さないこと。
作業で作成したデータ等については、作業の終了に伴い不要となった場合又は奈良県から廃棄又は抹消の指示があった場合には、回復が困難な方法により速やかに廃棄又は抹消すること。
- (4) 受託者は出荷前に、コンピューターウイルス等の感染がないことを確認すること。また、出荷後の作業においても感染防止に必要な措置を講ずること。
- (5) その他、別添1「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守すること。

4. 作業の体制とスケジュール

(1) 体制

別紙10に本調達に係る作業の体制として、導入を記述する。また、参考としてシステム稼働後（令和6年4月から）の保守体制について記述する。

- (2) スケジュール
別紙 11 にスケジュールを記述する。

5. 特記事項

- (1) 担当職員から本調達に係る技術的な助言を求められた際は、速やかに対応し、文書又は電子メールによる回答を行うこと。また、受託者は、本調達に係る作業遂行に必要な情報を積極的に提供すること。
- (2) 本仕様書に明記されていない作業が発生した場合には、担当職員との密接な協議に基づきその作業の取扱いを含めて対応を決定すること。
- (3) 本件委託作業を実施するにあたり、委託作業の一部を第三者に再委託する場合は、再委託作業の内容、担当者の氏名等について事前に書面で担当職員に通知し、担当職員の承認を得なければならない。
- (4) 環境保護の観点から、可能な限り、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）第 6 条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」及び「令和 5 年度奈良県庁グリーン購入調達方針（<http://www.pref.nara.jp/secure/262337/R5housin.pdf>）」に準拠したものであること。
- (5) 受託者は、障害等の際に迅速な復旧を可能とするサービス体制を確保できること（平日 9 時～18 時の対応が可能なこと）。
- (6) 現行の援護システムは、令和 6 年 3 月末まで稼動する。令和 6 年 3 月 1 日からの並行設置期間の作業において、現行システムへ影響を与えぬよう十分注意すること。
- (7) 本件は基本賃貸借契約であるが、3. 3. 4 仮設置から 3. 3. 8 機器の撤去までの作業経費については一次経費としての支払いとなる為、入札に際しては機器等の賃貸借費用と作業等の一次費用を合算した費用とすること。

6. その他

- (1) 周辺機器等を動作させるために必要なソフトウェア及び接続に必要な部品等については、仕様に明記していない場合であっても用意すること。
- (2) 機器等の設置後の空き箱、保護材等については、県が指示するものを除き、設置者において処分すること。
- (3) 賃貸借期間終了後は、原則としてソフトウェアのライセンス（使用权）

は本県に帰属すること。

- (4) 本調達業務の履行に際しては、別添2「個人情報取扱特記事項」に基づき、個人情報の保護にあたること。また、契約締結時には、契約書に「個人情報取扱特記事項」を添付すること。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること）を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

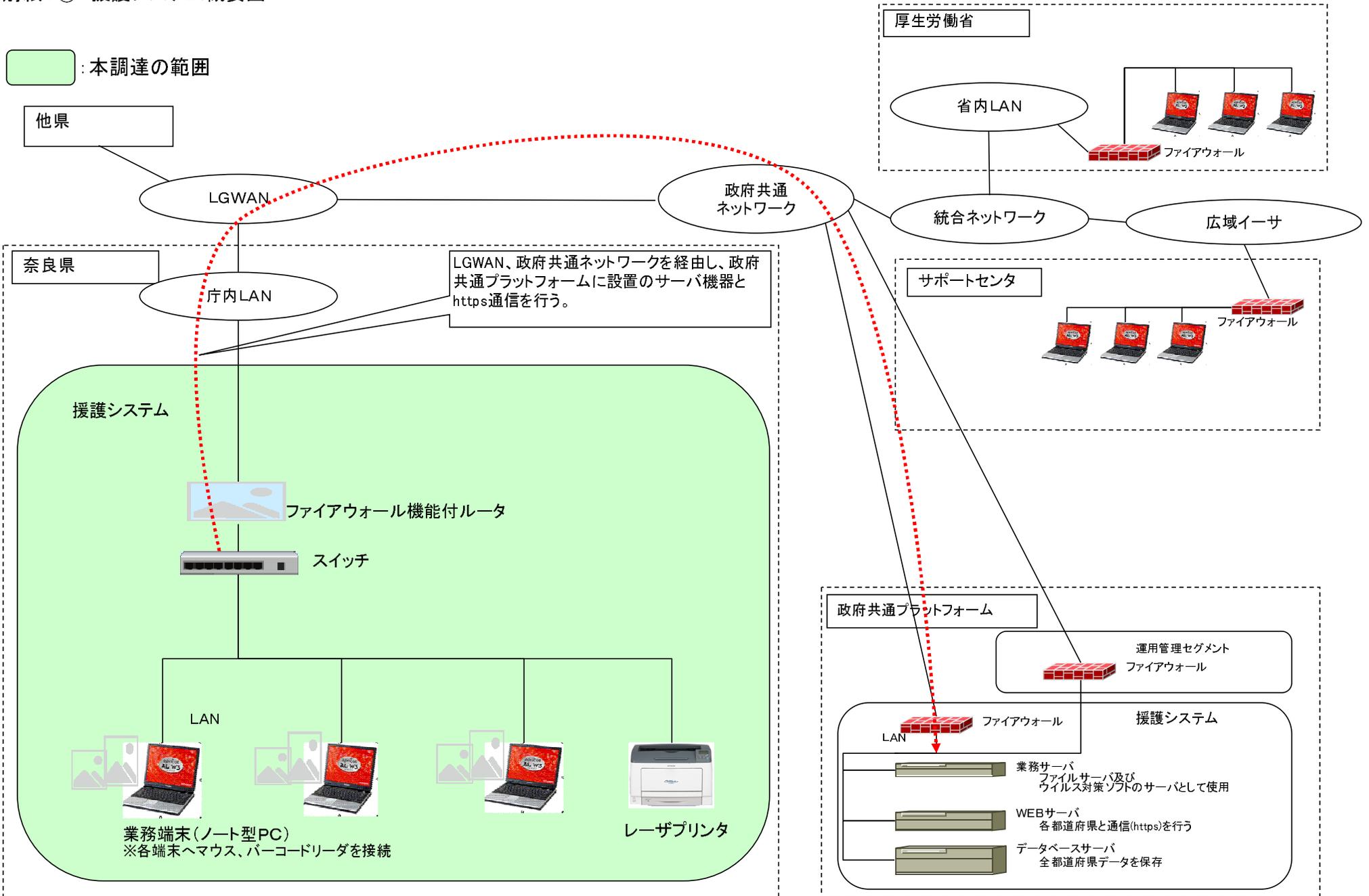
(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

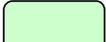
2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

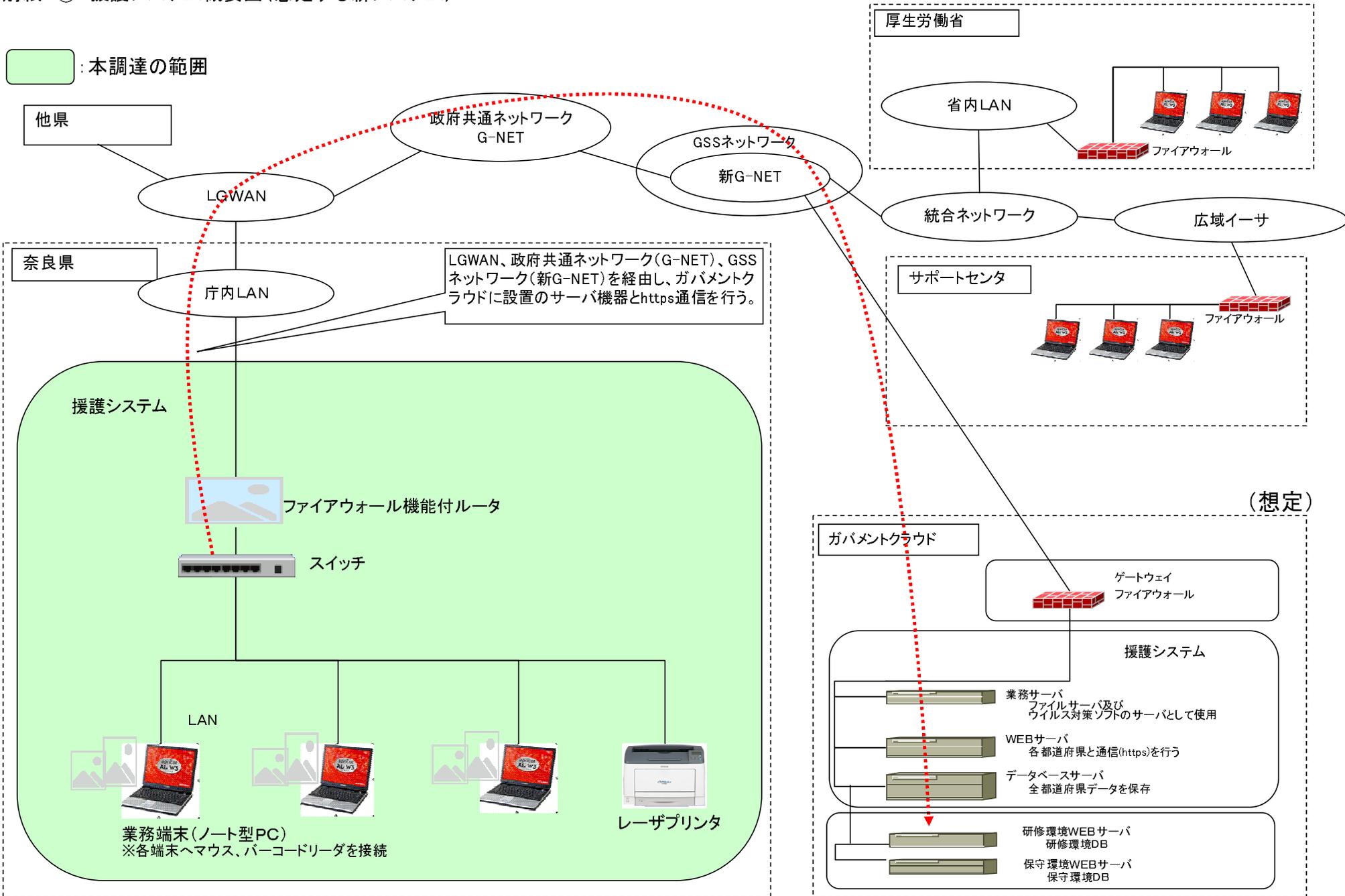
別紙1① 援護システム概要図

 : 本調達の範囲



別紙1② 援護システム概要図(想定する新システム)

 : 本調達範囲



別紙2 ハードウェア要件

機器番号	機器名	数量	項目	要求仕様等	
1.1	業務端末	3	ノートPC	OS	Windows11 Pro(64bit)
				メモリ	8GBメモリ以上
				ネットワーク	LAN 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
				ローカルディスク	500GB以上
				Type-A USBポート	USB3. X 3ポート以上
			外部記憶装置	CD-R、CD-RW、DVD-R、DVD-RW、DVD+R、DVD+RWに加えDVD-RAMの読み書きに対応する光学ディスクドライブ	
			生体認証機能	指紋、静脈などの生体認証機能を付属すること。（厚労省では静脈認証装置を調達予定）	
			リカバリディスク	OS・ドライバ等を再インストールするためのCDを有すること。	
1.2	マウス	3	マウス	2ボタンスクロール機能付きであること。	
1.3	バーコードスキャナ	3	ハンディレーザー式スキャナ	ハンディタイプのレーザー式バーコードスキャナであること。 NW7の読み込みが可能であること。スタート/ストップキャラクタの転送有無を設定可能なこと。改行の転送有無を設定可能なこと。	
1.4	セキュリティケーブル	3	セキュリティケーブル	ノートPCの盗難防止のためのセキュリティケーブル。 ケーブル長は1～2m程度であること。 ノートPCのスロットに固定できること。	
1.5	モノクロページプリンタ	1	モノクロページプリンタ	XL-9322 又は XL-9450（同等レベル）	
			対応OS	Windows11 Pro(64bit)	
1.6	ファイアウォール機能付ルータ	1	WANインタフェース	1ポート以上であること。 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T対応であること。 オートネゴシエーション機能を有すること。 MDI/MDIX自動切換であること。	
			LANインタフェース	1ポート以上であること。 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T対応であること。 オートネゴシエーション機能を有すること。 MDI/MDIX自動切換であること。	
			管理機能	コマンドラインの他にWEBベースの管理機能を有すること。 設定のバックアップ、リストアが可能なこと。 Telnet（サーバ、クライアント）、TFTP（クライアント）が使用可能なこと。 本体にコンソールポートを有すること。	
			サポート機能	動的NAT/ENAT、静的NAT/ENATを有すること。 MACアドレスフィルタ、パケットフィルタ、ステートフルインスペクションを有すること。	
			適合規格	VCCI クラスA相当であること。	
			電源	AC100V±10% 50/60Hzであること。	
1.7	L2スイッチ	1	LAN インタフェース	10/100/1000BASE-T×8ポート以上であること。 オートネゴシエーション機能を有すること。 MDI/MDI-X 自動切替であること。	
			スイッチング方式	ストア&フォワード方式	
			適合規格	VCCI クラスA相当を有すること。	
			電源	AC100V（±10%）、50/60Hz	
1.8	LANケーブル	必要数		10Base-T/100BASE-TX対応ストレートケーブルであること。	

別紙3 ソフトウェア要件

項番	項目	数量	要求仕様等
1	オペレーティングシステム	3	Windows 11 Pro (64bit)
2	オフィスソフト	3	Office LTSC Standard 2021
3	Webブラウザ	3	Microsoft Edge
4	文字入力システム	3	住基ネットIME (厚生労働省により提供される。セットアップ作業のみ)
5	フォント	3	統一文字フォント (厚生労働省により提供される。セットアップ作業のみ)
6	ウイルス対策ソフト	3	厚生労働省により提供される。セットアップ作業のみ Trend Micro Apex One 2019
	ログ管理ソフト	3	厚生労働省により提供される。セットアップ作業のみ Runexy MyLogStar 4 Desktop

別紙4 作業の流れ

 : 本調達範囲

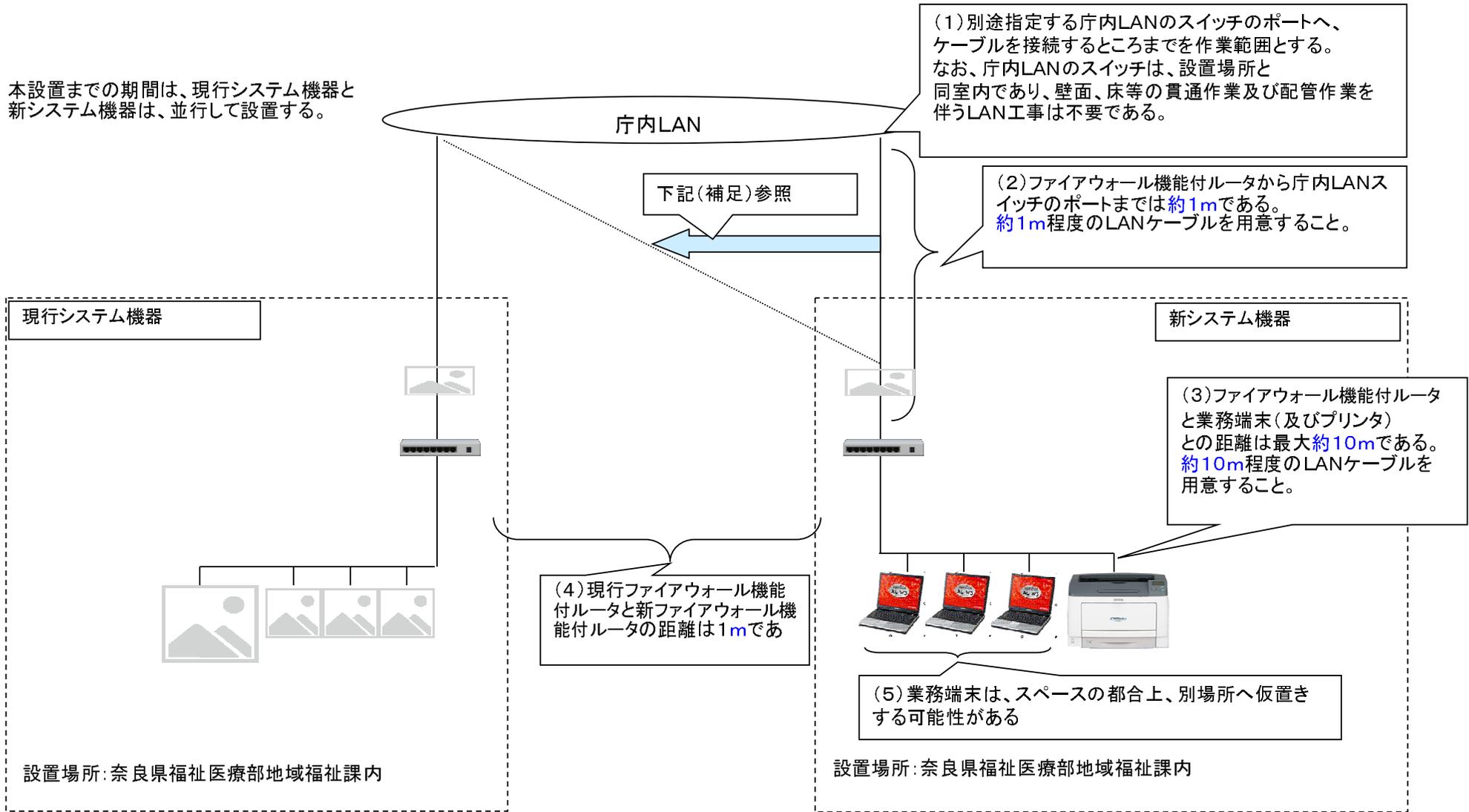
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
		機器の手配	作業手順書の カスタマイズ	インストール	仮設置	動作確認 テスト	データ移行	現行機器の 撤去	本設置	リース期間	再リース期間 (再リースと なった場合)	機器の 撤去
厚生労働省			都道府県作業手順書 インストール 									
奈良県												
本調達の 受託者	社内	 手配	 →  インストール 都道府県作業手順書を参考にし カスタマイズする。									
	奈良県	新システム			 搬入・仮設置	 動作確認	 データ移行		 本設置	 機器保守		 撤去
		現行システム					 バックアップ	 撤去				

 : 新援護システム機器

 : 現行援護システム機器

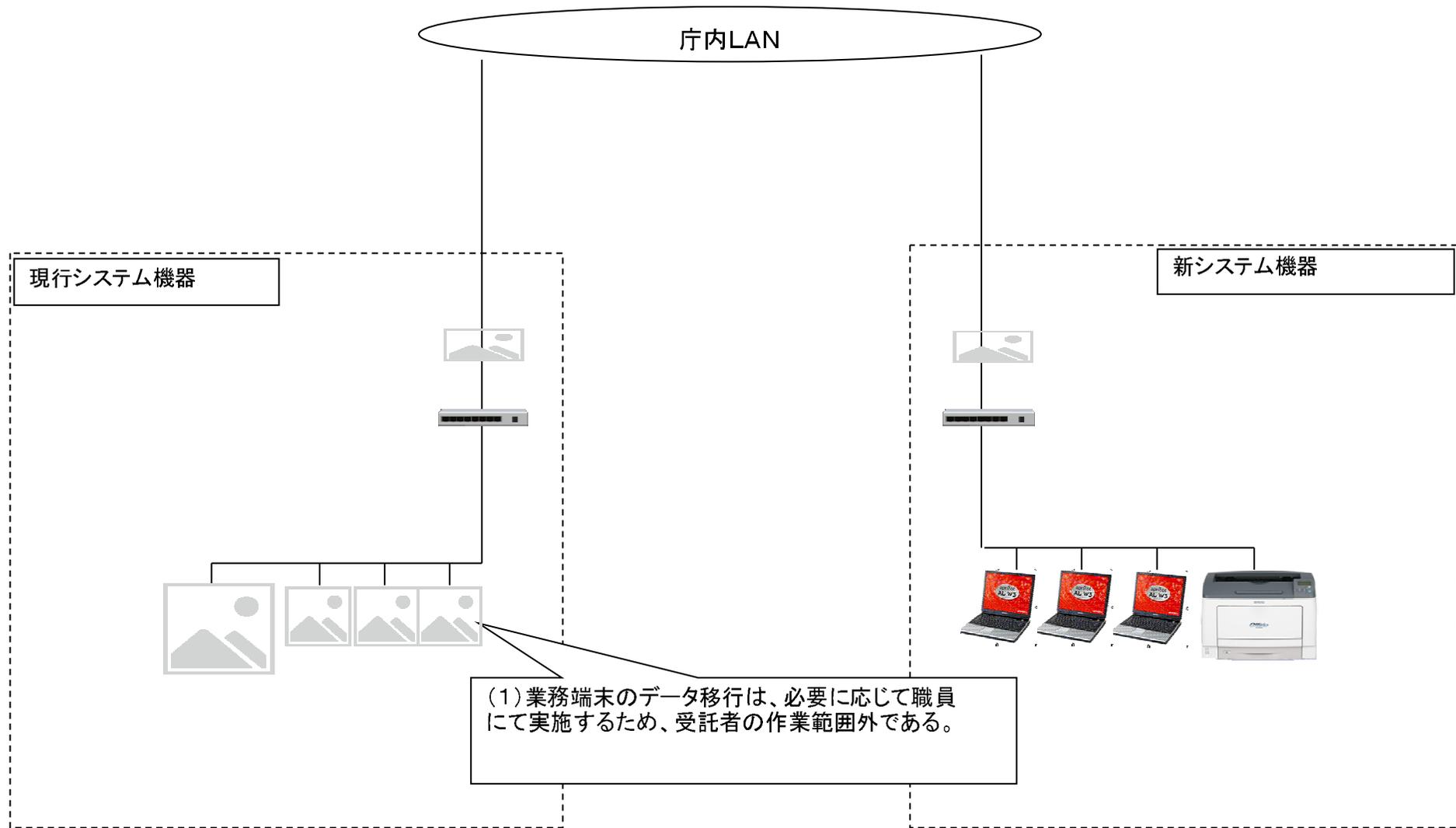
別紙5 仮設置作業の概要

本設置までの期間は、現行システム機器と新システム機器は、並行して設置する。



(補足) 並行設置期間において、新システム用のIPアドレスや室内LANスイッチのポートが用意できない可能性がある。その場合は、現行システムと接続を切り替えて動作確認作業を行う(切り替え中は、現行システムは使用しない)。

別紙6 データ移行作業の概要



別紙7 ネットワーク設定内容

援護システムのネットワーク構成は下図とすること。
また、ネットワークに係る設定は、右表の内容を、契約締結後に指定するので、
援護システムの機器へ設定すること。

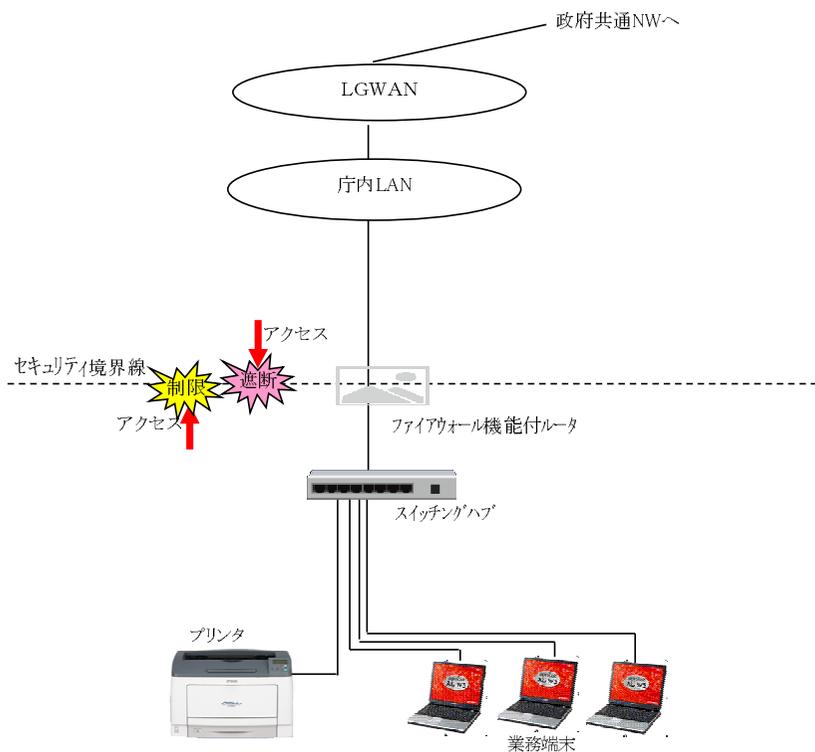


表1 各機器のIPアドレス設定

設定項目	機器	DBサーバ	業務端末1	業務端末2	業務端末3	プリンタ1
IPアドレス						
サブネットマスク						

表2 LGWAN接続のためのDNS、プロキシの設定

設定項目	設定値
DNSサーバのIPアドレス	
プロキシサーバの設定	

表3 ファイアウォール機能付ルータのIPアドレス設定

設定項目	設定値	
県庁LAN側インタフェース	IPアドレス	
	サブネットマスク	
	ネクストホップ	
NAT変換	変換有無	有
	変換後アドレス	
援護システム側インタフェース	IPアドレス	
	サブネットマスク	

表4 ファイアウォール機能付ルータのファイアウォール設定

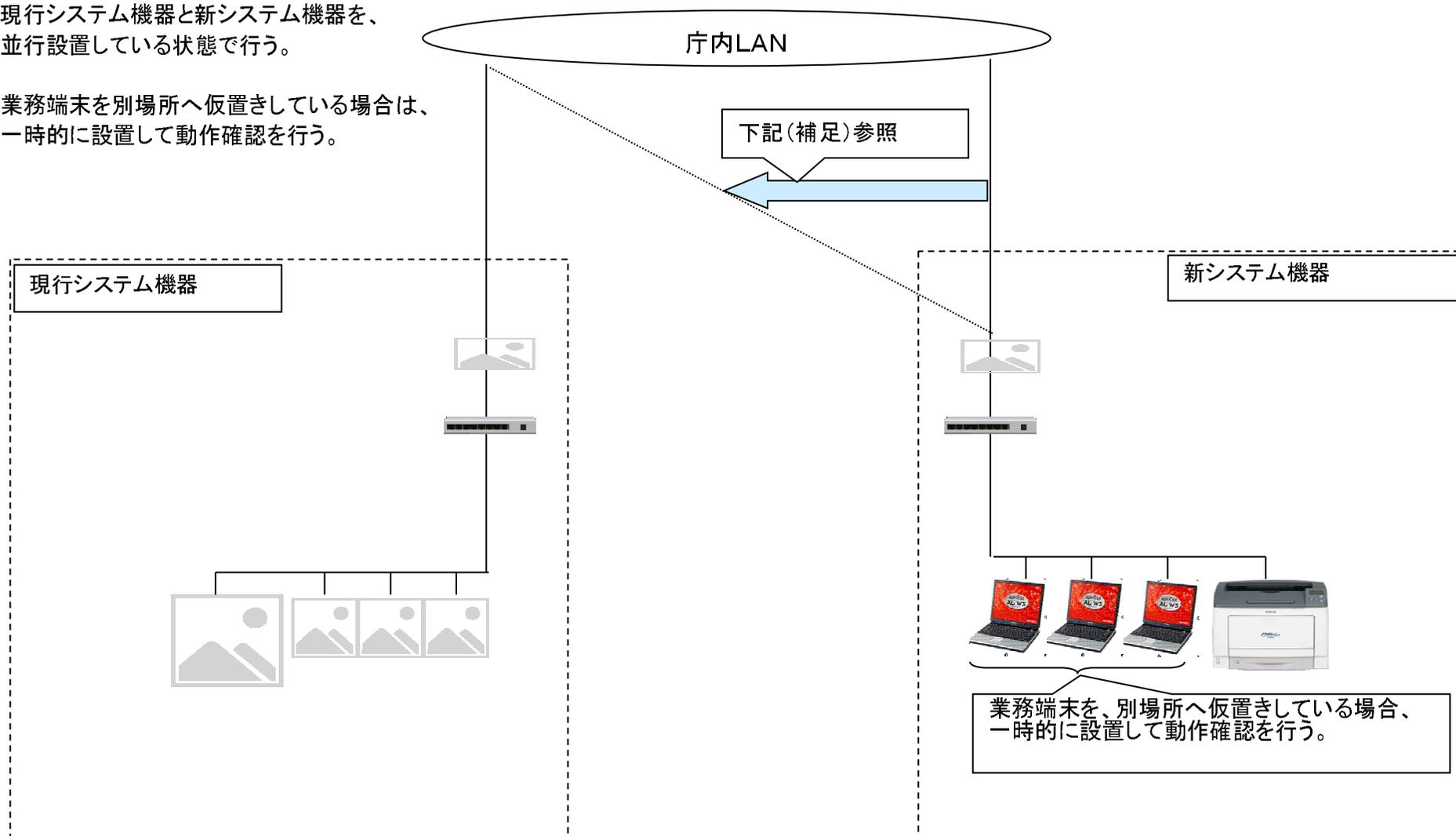
設定項目	設定
県庁LAN側から援護システム側へのアクセス	遮断
援護システム側から県庁LAN側へのアクセス	パケット制限

←制限内容は、都道府県作業手順書へ記載

別紙8 動作確認作業の概要

現行システム機器と新システム機器を、
並行設置している状態で行う。

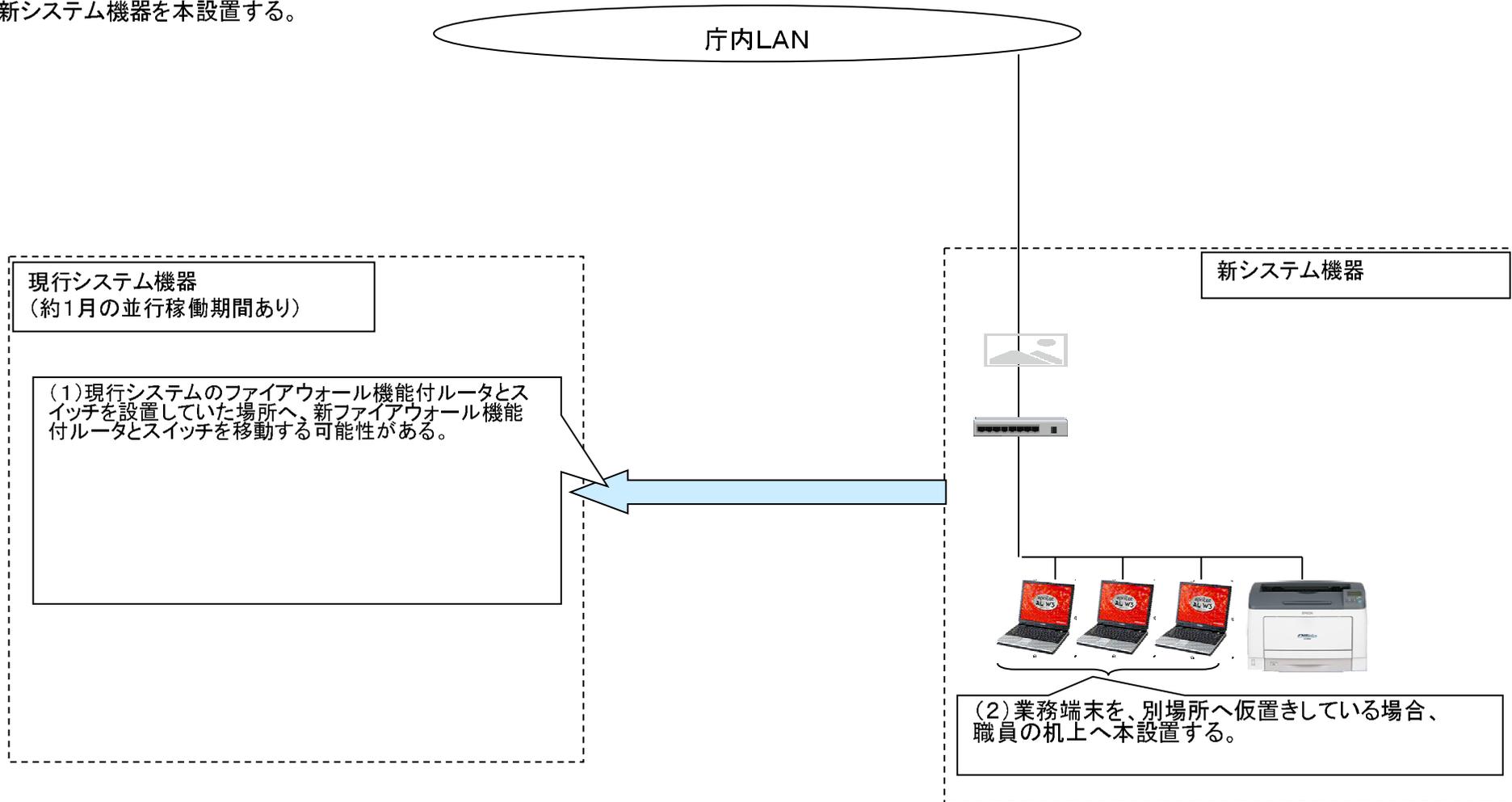
業務端末を別場所へ仮置きしている場合は、
一時的に設置して動作確認を行う。



(補足) 並行設置期間において、新システム用のIPアドレスや社内LANスイッチのポートが用意できない可能性がある。
その場合は、現行システムと接続を切り替えて動作確認作業を行う(切り替え中は、現行システムは使用しない)。

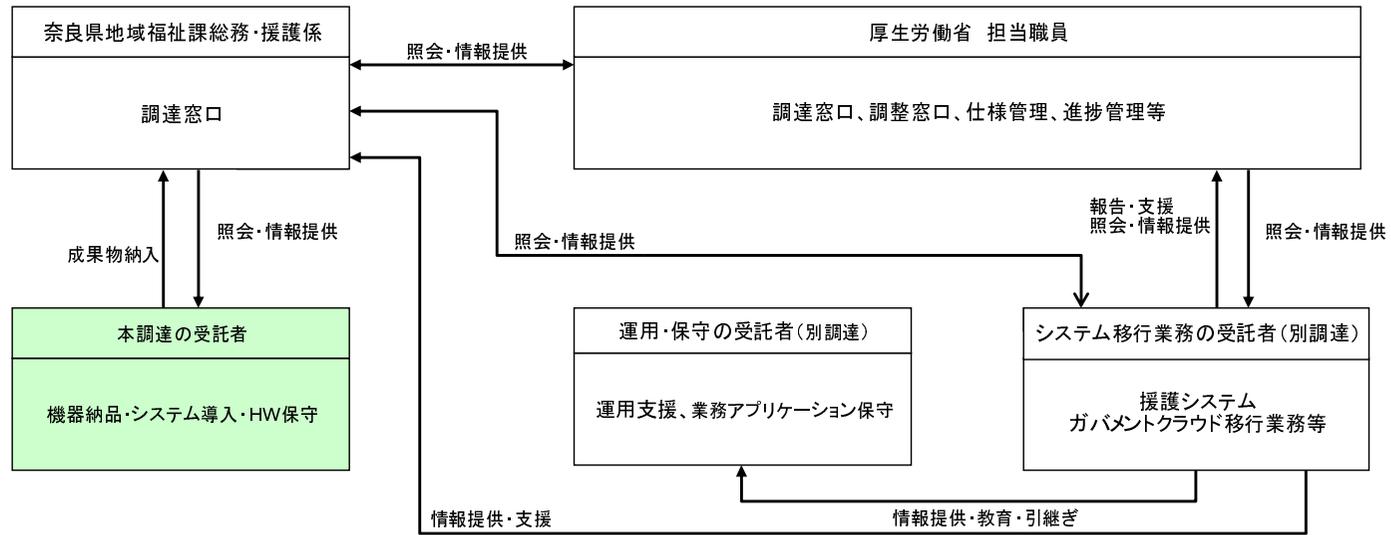
別紙9 本設置作業の概要

新システム機器を本設置する。

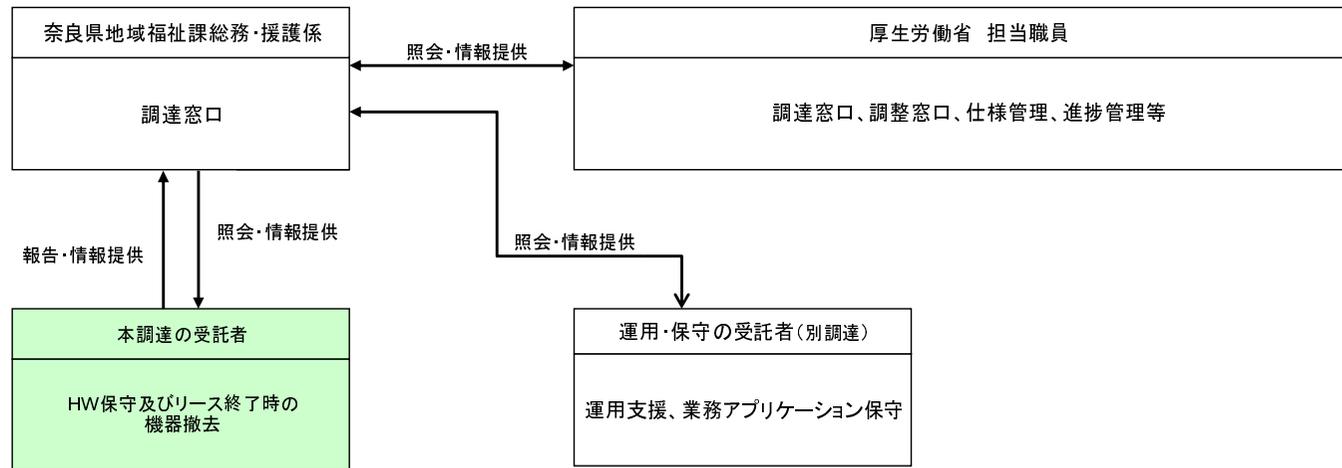


別紙10 体制

(1)本調達に係る作業の体制(導入時)



(2)参考:システム稼働後(令和6年4月から)の体制(保守)



別紙11 スケジュール

■: 本調達の範囲

